

諮問番号：令和３年度諮問第３号

答申番号：令和４年度川行審答申第１号

答 申 書

第１ 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第２ 審査関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張

審査請求人は、令和３年９月２４日付け審査請求書において、審査請求の理由等について、大要次のように主張している。

審査請求人の三男は、平成１４年２月ａ日生まれで、昨年の１２月３１日時点では１８歳である。彼は、早生まれの大学生であるが、もし遅生まれであれば、１２月３１日時点での年齢が１９歳となるため特定扶養親族となり、所得控除額は４５万円になるが、早生まれの場合は扶養親族でしかいないため、所得控除額は３３万円となっている。

扶養親族及び特定扶養親族の年齢の判定は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１４条の２第８項及び第３４条第８項で前年の１２月３１日の現況によるものとするとしてされているが、扶養する子が大学生等で出費が多くなることを考慮するとした特定扶養控除の趣旨からすると、年齢の判定を当年の４月１日とせず前年の１２月３１日にしていることに合理性はない。すなわち、早生まれの子を持つ納税者と遅生まれの子を持つ納税者では課税額が異なることとなる地方税法の規定は不合理であり、法の下での平等を定めた憲法第１４条第１項の規定に違反する。

したがって、年齢の判定を前年の１２月３１日とした地方税法の規定は違憲違法であって、当年の４月１日にすべきであるので、審査請求人の三男は特定扶養親族とされるべきである。

そうすると、扶養控除の３３万円ではなく特定扶養控除の４５万円とした場合、課税額は〇〇万〇、〇〇〇円となり、〇〇万〇〇〇円より１万２、０００円少なくなる。

よって、令和３年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知で決定された課税額のうち、マイナス１万２、０００円を超える部分の取消しを求める。

2 審査庁の見解

(1) 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件処分について

(ア) 納税義務者及び賦課期日について

審査請求人の令和2年分給与支払報告書（個人別明細書）記載のとおり、審査請求人は、令和3年1月1日（令和3年度市民税・県民税の賦課期日）時点で、川崎市A地に居住しており、本市における令和3年度の市民税・県民税の納税義務者に該当する。

(イ) 徴収方法及び税額の通知について

審査請求人は、地方税法第321条の3第1項に規定する給与所得者であることから、審査請求人の令和3年度市民税及び県民税は、給与支払者（審査請求人の勤務先）が特別徴収義務者として特別徴収の方法により徴収することとなる。

処分庁は、地方税法第321条の4第1項及び第2項の規定に基づき、令和3年5月17日付けで、審査請求人の勤務先に「令和3年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」及び「令和3年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」を送付し、審査請求人は、勤務先を通じて当該通知書（納税義務者用）を受領している。

(ウ) 税額の決定処分について

（略）

(エ) 扶養控除について

審査請求人が適用を求めている特定扶養親族に係る扶養控除については、審査請求人の扶養親族が地方税法の定める要件に該当しないことから、適用することはできない。

(オ) 小括

本件処分は、審査請求人の給与収入、家族構成、社会保険料・生命保険料の支払状況等に基づき、地方税法等の法令を正確に適用してなされているものと認められ、違法・不当な点は見当たらない。

イ 憲法違反であるとの主張について

審査請求人は、審査請求書別紙「審査請求の理由」の中で、扶養親族及び特定扶養親族の年齢の判定は、地方税法第314条の2第8項及び第34条第8項で前年の12月31日の現況によるものとするとしているが、

扶養する子が大学生等で出費が多くなることを考慮するとした特定扶養控除の趣旨からすると、年齢の判定を当年の４月１日とせず前年の１２月３１日としていることに合理性はなく、早生まれの子と遅生まれの子を持つ納税者では課税額が異なることとなる同法の規定は不合理であり、法の下での平等を定めた憲法第１４条第１項に違反する旨主張している。

しかしながら、地方税法等の法令に従い適正に行われた本件処分を憲法違反であるとするのであれば、当該法令自体が憲法に違反するか否かを判断しなければならないところ、一般には行政機関には違憲立法審査権はないものと解されており（宇賀克也著「行政法概説Ⅱ行政救済法第７版」（有斐閣）７０頁参照）、法に基づく審査請求において審査庁は行政機関であるため、処分の合憲、違憲等の憲法判断はできないものと解される。

すなわち、憲法第８１条において、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」とされているとともに、「最高裁判所は法律命令等に関し違憲審査権を有するが、この権限は司法権の範囲内において行使されるものであり、この点においては最高裁判所と下級裁判所との間に異なるところはないのである」（最高裁昭和２７年１０月８日大法廷判決（昭和２７年（マ）第２３号）とされており、違憲立法審査権は行政機関ではなく、司法機関に属するものと解されるからである。

ウ 上記以外の本件処分の違法性又は不当性について

その他上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由となる点は認められない。

第３ 審理員意見書の要旨

１ 裁決についての考え方

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４５条第２項の規定により、棄却されるべきである。

２ 理由

上記第２ ２（２）と同様

第４ 調査審議の経過

令和４年	３月２８日	諮問の受付
同年	５月１８日	第１回審議
同年	７月 ８日	第２回審議

第5 審査会の判断の理由

1 審理手続の適正性について

本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。

2 審査会の判断について

(1) 本件処分に係る手続及び課税額について

本件処分は、地方税法等の法令の規定に従い適正に行われているものと認められ、違法又は不当な点は見当たらない。

(2) 地方税法の規定が違憲・違法であるとの主張について

審査請求人は、市民税・県民税の扶養控除について、特定扶養親族又はその他の控除対象扶養親族であるかどうかの判定が、地方税法第314条の2第8項及び第34条第8項において前年の12月31日の現況によるものとしていることが、法の下での平等を定めた憲法第14条第1項の規定に違反すると主張している。

しかしながら、憲法第76条第1項において、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。」とし、同法第81条においては、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」と規定し、さらに、最高裁判所の判例において、最高裁判所と下級裁判所が「司法権の範囲内において行使される」法律命令等の違憲審査権を有するとされている（最高裁昭和27年10月8日大法廷判決（昭和27年（マ）第23号））。

他方、憲法第73条は、「内閣は、他の一般行政事務のほか、左の事務を行ふ。」とし、同条第1号において「法律を誠実に執行し、国務を総理すること。」とあり、内閣に法律誠実執行義務を課しており、この趣旨は地方公共団体の執行機関にも妥当すると考えられる。また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条は、「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従」わなければならない旨を規定している。

以上を踏まえ、行政機関である当審査会は、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の判断の適否を調査審議する諮問機関であって、法律に適合してなされた処分について、当該処分の根拠となった法律が違憲であることを理由に、その取消しや変更を答申する権限を有さないと考えられる。

したがって、当審査会は、地方税法第314条の2第8項及び第34条第8項の違憲の主張については判断をしないこととする。

川崎市行政不服審査会

委員（部会長）	人	見	剛
委員	田	所	美佳
委員	名	倉	祥子